

第1編 一般給水装置工事施行基準

第1章 総 則

1-1 趣 旨

この三木市給水装置工事基準（以下「基準」という。）は、三木市水道給水区域（以下「給水区域」という。）内において施行する給水装置工事について水道法（以下「法」という。）、同施行令（以下「施行令」という。）、同施行規則（以下「施行規則」という。）、三木市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び同施行規程（以下「施行規程」という。）並びに三木市指定給水装置工事事業者規程（以下「事業者規程」という。）に基づき給水装置の設計と施行について定めたものである。

[解 説]

1. この基準において用いられる主な法、条例等は以下のとおり。
『法』とは、「水道法（昭和32年6月 法律第177号）」をいう。
『施行令』とは、「水道法施行令（昭和32年12月 政令第336号）」をいう。
『施行規則』とは、「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」をいう。
『構造・材質基準』とは、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）」をいう。
『条例』とは、「三木市水道事業給水条例（平成10年3月30日 条例第1号）」をいう。
『施行規程』とは、「三木市水道事業給水条例施行規程（平成10年3月30日企業管理規程第1号）」をいう。
『事業者規程』とは、「三木市指定給水装置工事事業者規程（令和10年3月30日企業管理規程第2号）」をいう。

1-2 適 用

1. この基準は、本市の水道施設から給水する給水装置工事に適用する。
2. この基準の適用に疑義が生じた場合は、三木市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示による。

1-3 用語の定義

この基準において使用する主な用語の定義は、以下のとおり。

『管理者』とは、「三木市水道事業管理者」をいう。

『指定工事業者』とは、「三木市指定給水装置工事事業者」をいう。

『主任技術者』とは、「給水装置工事主任技術者」をいう。

『水道施設』とは、「水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該水道事業者の管理に属するもの」をいう。【法第3条第8項】

『配水施設』とは、「一般の需要に応じ、又は居住に必要な水を供給するための配水池、配水管及び配水ポンプ等の設備」をいう。

1-4 給水義務

水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。【法第15条第1項】

[解説]

1. 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内において給水装置工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。
2. ただし、次に掲げる正当な理由がある場合は、給水の申込みを拒否することができる。
 - (1) 給水区域外からの給水申込みの場合（区域外水道事業者からの申請がある場合を除く）
 - (2) 配水管が事業計画上、未設又は計画がない場合（需要者により新設する場合を除く）
 - (3) 給水量が著しく不足している場合（需要者により解消措置を行う場合を除く）
 - (4) 特殊な地形などのために技術的に給水が著しく困難な場合（需要者により解消措置を行う場合を除く）
 - (5) 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない場合

1-5 給水装置の定義及び工事費用（維持管理）の負担区分

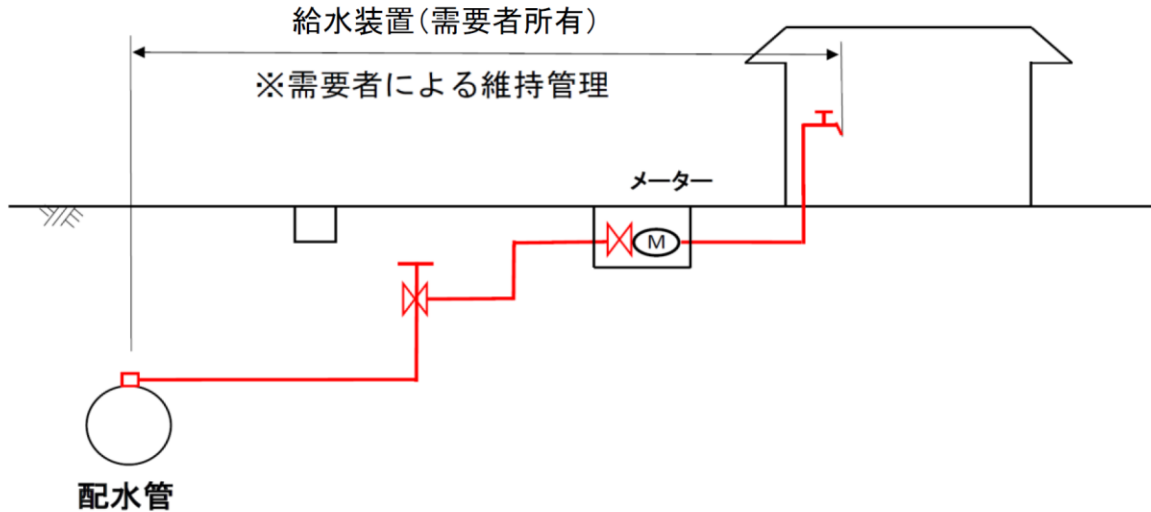
1. 『給水装置』とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。【法第3条第9項】

2. 給水装置工事の費用の負担及び管理等は、原則として需要者が行う。

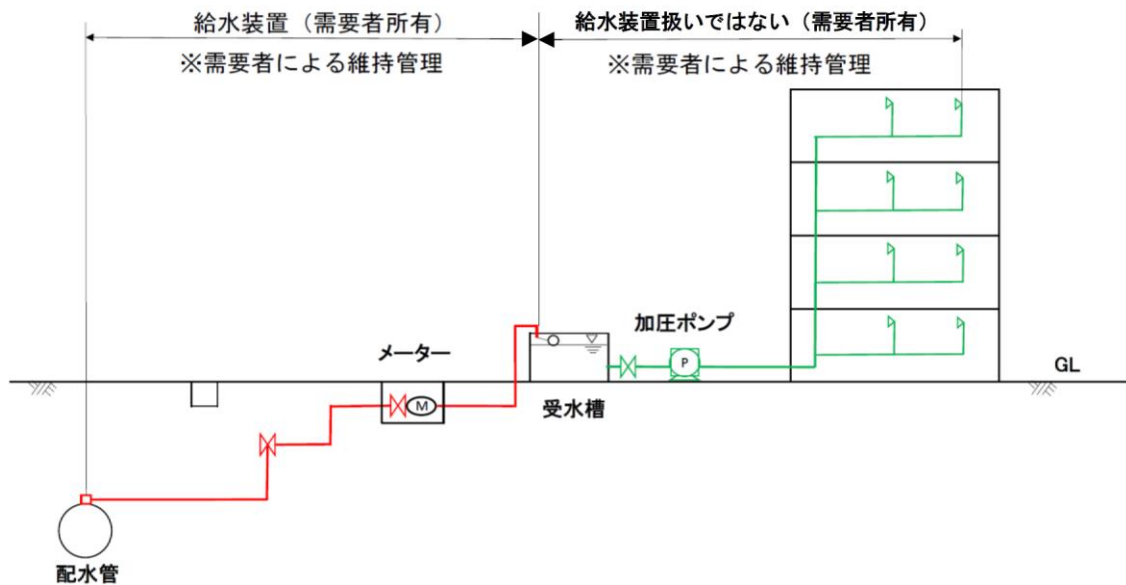
【法第14条第1項、施行規則第12条の3第2項第二号】【条例第6条、第18条、第21条】

[解説]

1. 給水装置は、水道事業者の施設である配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される。なお、給水装置の工事費用（維持管理）は、需要者の負担となる。



2. 水道法で定義している「給水管」とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。
3. 「直結する給水用具」とは、給水管と容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等、容易に取り外しの可能な状態で接続される器具は含まれない。
4. ビル等、一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から分岐して設けられた給水管から受水槽への注入口までが給水装置であり、受水槽以下の設備はこれに当たらない。



5. 給水装置工事の費用の負担区分は、【法第 14 条第 2 項第三号】及び【施行規則第 12 条の 3 第 2 項第二号】に基づき、当該水道事業者が供給規程に定めることとなっている。給水装置工事費は原則として当該給水装置を新設、改造、修繕及び撤去する需要者の負担としている。【条例第 6 条】このことから、給水装置は個人財産であり、管理責任は需要者にある。【条例第 21 条】

1-6 給水装置の種類

給水装置の種類を次の 4 種とする。【条例第 4 条】

- (1) 専用給水装置：1 戸又は 1 箇所専用するもの。
- (2) 共用給水装置：2 戸又は 2 箇所以上で共用するもの又は、公衆の用に供するもの。
- (3) 私設消火栓：消防用として使用するもの。
- (4) 特設給水装置：前号以外の用に給するもの。

[解説]

1. 【法第 24 条】で「水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。」と消火栓の設置を義務付けられている。これを公設消火栓という。また、学校、病院、工場、百貨店等の特定の建物においても消火栓を設置すべきものとされており、これを私設消火栓として区別している。
2. 共用給水装置、及び私設消火栓は、管理者が必要と認めた場合に限り設置できる。

1-7 給水装置工事の種類

『給水装置工事』とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。【法第 3 条第 11 項】給水装置工事は内容によって次のとおり分類される。

- (1) 新設工事：新たに給水装置を設ける工事。
- (2) 改造工事：既設給水装置の口径・位置・水栓数等を変更する工事。
- (3) 修繕工事：給水装置の原形を変えない給水管、給水栓等を修繕する工事。
- (4) 撤去工事：給水管を配水管の分岐部から取り除く工事。ただし、【法第 16 条の 2 第 3 項】の省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。

[解説]

1. 【法第 16 条の 2 第 3 項】の省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。【施行規則第 13 条】
2. 修繕工事とは、同口径のもので延長 5 m 未満の取替及び切回し工事、メーター前後に取付けるバルブ設置工事、給水装置の更生工事に伴う仮設配管工事等をいう。

1-8 指定給水装置工事事業者制度の概要

1. 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行すると認められる者の指定をすることができる。【法第 16 条の 2】
2. 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。【法第 25 条の 5 第 1 項】
3. 水道事業者による指定給水装置工事事業者の指定の基準は、法で全国一律に定めている。【法第 25 条の 3】
4. 指定工事事業者は、事業活動の本拠たる事業所ごとに主任技術者を選任し、選任した者の内から個別の工事ごとに担当する給水装置工事主任技術者を指名する。【法第 25 条の 4 第 1 項、施行規則第 36 条第 1 号】
5. 指定工事事業者の指定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。【法第 25 条の 3-2】

[解 説]

1. 指定工事事業者制度は、水道の需要者における給水装置の構造及び材質が、施行令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者が、その給水区域において給水装置工事を適正に施行できると認められた者を指定する制度で、給水装置工事の技術力を確保するために、国家試験により全国一律の資格を持つ主任技術者を有することにある。
2. 指定の基準は、技術力と信頼性を要件として指定の基準を定め、当該基準に適合しているときは、水道事業者は指定をしなければならない旨を規定したものである。
一方、指定工事事業者は、法第 25 条の 8 に基づいて事業の基準に従って事業の運営を行わなければならない。また、水道事業者の要求があれば、給水装置の検査に主任技術者を立ち合わせたり、報告又は資料の提出をしなければならない。ただし、この指定は 5 年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。
3. 指定工事事業者は、法及び施行規則に定められた事業の運営に関する基準（法第 25 条の 8、施行規則第 36 条）を遵守する義務を負い、それに違反した場合は、指定の取消し又は停止の処分を受けることがある。（法第 25 条の 11、事業者規程第 9 条）
4. 給水装置工事ごとに主任技術者を指名し、その者に施行した工事の、①施主の氏名又は名称、②施行の場所、③施行完了年月日、④主任技術者の氏名、⑤竣工図、⑥給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、⑦法第 25 条の 4 第 3 項第 3 号の確認の方法及びその結果の記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存する。（施行規則第 36 条第 6 号）
5. 指定工事事業者は、主任技術者及び給水装置工事に従事する者の技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努める。（施行規則第 36 条第 4 号）

1-9 主任技術者の役割と職務

主任技術者は、調査、計画、施工、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。【法第25条の4第3項、施行規則第23条】

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理。
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督。
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質の基準が【施行令第6条】に適合していることの確認。
- (4) 給水装置工事に係る事項についての、水道事業者との連絡又は調整。

[解説]

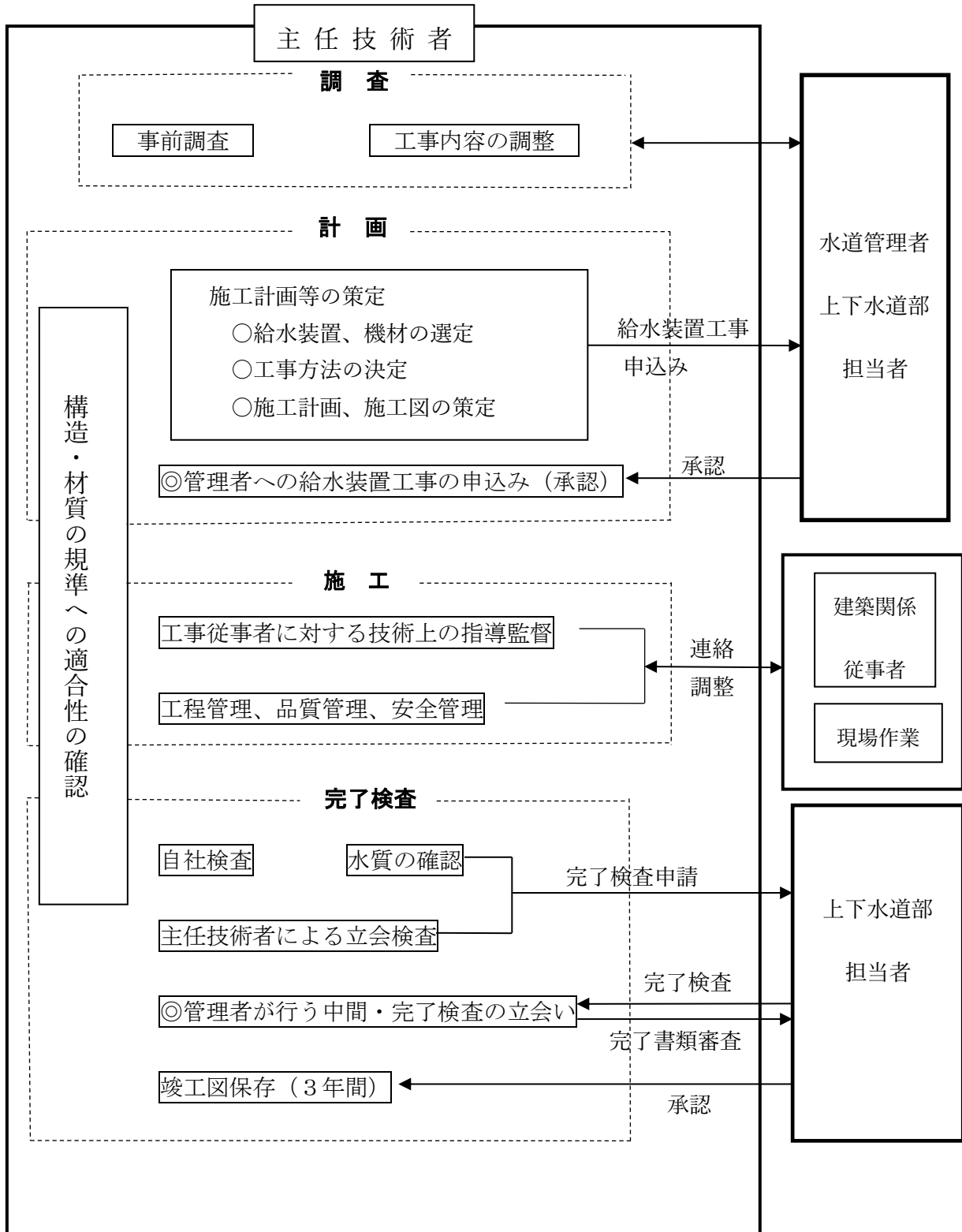
1. 主任技術者の役割

- (1) 主任技術者は、修得した給水装置工事に関する知識及び技能をもって、指定工事業者の事業活動の本拠である事業所に選任され、個別の給水装置工事ごとに指定工事業業者から指名されて、調査、計画、施工、完了検査の一連の業務からなる工事全体の管理や、給水装置工事の工事従事者に対する指導監督を行うなど、給水装置工事を適正に施行するための技術の要としての役割を果たさなければならない。
- (2) 主任技術者は、常に水道が市民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れず、構造材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験、並びに給水装置工事の適正を確保するための技術力を有する必要がある。

2. 主任技術者の職務

- (1) 調査段階では、①現場の事前調査、②必要な官公署との手続き、調整を行う。
- (2) 計画段階では、①構造材質基準に適合した給水管や給水用具の中から、現場の状況にあった給水用具、器材を選定し、配水管からの分岐以降水道メーターまでの工事については三木市指定材料を選定する。②工事方法は、汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破損、酸・アルカリによる浸食や電食、凍結等が生ずることが無いように、構造材質基準に定められた給水システムに係る基準を満足するように設計する。③給水装置工事（接合、切断、取付等）に合った適正な機械機種を手配する。④現場着手前に詳細な施工計画、施工図を定め、工事従事者に周知徹底をする等の措置を講じる。
- (3) 施工段階では、①工事の難易度に応じた工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にし、品質目標に適合した工事が行われるよう工事従事者に対する技術的指導監督を行う。また、配水管から分岐して水道メーターまでの工事については、適正な工事が行われなかった場合には、水道施設の損傷や道路上の漏水で陥没等の事故を生じさせることがあるので、十分な知識と技能を有する者に工事を行わせる。②最適な工事工程を策定して工程管理を行う。給水装置の構造及び材質が構造材質基準に適合していることを確認し、併せて工事の品質管理を行う。また、③工事従事者の安全確保と健康管理、通行者の安全確保に万全を期す必要がある。
- (4) 工事の完了検査は、①給水装置が構造材質基準に適合していることを確認し、適正な完了検査を確実に実施する。②水道事業者は、給水装置工事を施行した指定工事業業者に対し、その事業所の主任技術者を検査に立会わせることを求めることができる。

給水装置工事の流れと主任技術者の職務



主任技術者に必要とされる知識及び技能

職 務		必要とされる知識及び技能
調査段階	事前調査 工事内容の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○凍結、破壊及び浸食等により水道水の衛生問題等を生じる可能性のある事項を把握できること。 ○水道法及び供給規程等を熟知していること。
計画段階	給水装置・機材の選定	○現場条件（環境・土質等）に応じて、金属の溶出、破壊及び侵食等により水道水の汚染を生じない機材を選定できること。
	工事方法の決定	<ul style="list-style-type: none"> ○汚水の吸引及び逆流、破壊及び侵食等による水道水の汚染を防止する工事方法を選定できること。 ○配水管を損傷しない配水管と給水管の接続方法を選定できること。
	施工計画・施工図の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋の建築スケジュールと整合した作業スケジュールを策定できること。 ○給水装置工事の詳細な施工図を作成できること。
施工段階	工事従事者に対する技術上の指導監督	○現場作業の段取りや工事の方法についての技術的な指導ができること。
	工程管理・品質管理・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○最適な工事工程を選定し、管理できること。 ○水道水の汚染や漏水が生じないように、工程ごとの仕上がりを管理できること。 ○工事従事者の安全や健康を管理できること。
検査段階	工事の完了検査	○逆流防止機能試験、水圧試験等を実施できること。
	水質の確認	○色、臭い、残留塩素、(PH)
	上下水道部担当者が行う中間・完了検査の立会い	○中間・完了検査に立ち会い、工事内容について説明できること。